

# ひとり親控除及び寡婦控除に係る 適用判定フローチャート

現に婚姻していない又は配偶者の生死が明らかでない

はい

年間の合計所得金額が500万円以下(給与収入だけの場合は6,777,778円以下)である

はい

事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない  
※住民票の続柄に「妻(未届)」「夫(未届)」の記載がある場合などは対象外

はい

総所得金額等が48万円以下(給与収入だけの場合は103万円以下の子に限る)  
生計を一にする子(他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人を除く)がいる

いいえ

女性である

はい

はい

夫と死別した後婚姻をしていない  
又は夫の生死が明らかでない  
(※離別の場合はいいえを選択)

いいえ

はい

合計所得金額が48万円以下(給与収入だけの場合は103万円以下)の  
扶養親族を有する

いいえ

はい

いいえ

ひとり親控除  
控除額35万円

寡婦控除  
控除額27万円

適用なし